

## 上越地域消防局火災調査シミュレーションアプリ貸出規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、貴消防本部（局）または貴消防学校等（以下、「貴機関」という。）が上越地域消防局（以下、「当局」という。）から火災調査シミュレーションアプリ（以下、「アプリ」という。）の貸出を受け、使用する際に必要な事項を定める。

(アプリの趣旨及び目的)

第2条 アプリは、一般公開用ではなく、火災調査力のベースアップを目的とする消防職員専用の教材とする。

(貸出の対象者)

第3条 アプリは、当局が認める依頼者に貸し出す。

(貸出期間)

第4条 アプリのプログラム一式（以下、「データ」という。）を記録したCD媒体は、着払いで貴機関に送付する。貸出期間は2週間以内とし、期間内に元払いで返送すること。なお、データ自体は当局の著作物として貴機関に無期限で貸与する。

(運用規程)

第5条 アプリには当局の職員のプライバシーに係る情報が含まれていることから、貴機関は以下の規程を遵守し、運用すること。

1. データは貴機関のイントラネット内での運用に限り認め、CD、USBフラッシュメモリ等の記録媒体を用いた複製を固く禁ずると共に、部外への流出がないよう留意すること。
2. データを記録したCD媒体及びデータ自体の転貸、それに類する行為は一切行わないこと。
3. アプリ内の一切の内容について、印刷物への掲載や映像への加工等、二次的利用をする場合は、「上越地域消防局火災調査シミュレーションアプリプロジェクト」のクレジットを表示すると共に、当局予防課火災調査係に連絡の上、作成された現物（デジタルデータを含む。）を送付すること。

(維持管理)

第6条 データを記録したCD媒体について、万一、借用期間中に破損、汚損等が発生した場合、弁償を求めることがある。

(アンケート)

第7条 貴機関は、アプリの借用から2か月以内に、当局予防課火災調査係に対し、以下の項目について任意の様式で答えること。

1. 貴機関内でのアプリの体験人数
2. アプリを用いた研修等の運用方法または計画
3. アプリを運用した成果
4. アプリ体験者からの感想等

(その他)

第8条 以下のいずれかの項目の該当機関には、アプリの使用を差し止め、データの消去を求めることがある。

1. アプリの趣旨及び目的に反することが認められる場合
2. データを記録したCD媒体の返送を怠り、当局予防課火災調査係に連絡がない場合
3. アプリの運用規程に反することが認められる場合
4. アプリの借用から2か月以内にアンケートの回答がなく、当局予防課火災調査係に連絡がない場合

付 則

本規程は令和元年5月29日から施行する。

改 訂

令和2年3月9日（組織改称のため）